

【建設工事について】

福知山市が発注する建設工事の指名競争入札等に参加するためには、「福知山市建設工事指名競争入札参加資格審査」を受けていただく必要がありますので、希望される人は、下記により必要書類を受付期間内に管財契約課まで提出してください。

記

1 申請要件

次のいずれかに該当する人は、申請することができません。

- (1) 建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない人
- (2) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査(以下「経営事項審査」という)を受けていない人
- (3) 資格審査申請書の提出期限の属する年の1月31日の直前の経営事項審査における審査基準日の直前2年の営業年度に完成工事高のない人
- (4) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない人
- (5) 資格審査申請書を提出するときに市税、消費税及び地方消費税を滞納している人
- (6) 資格審査申請書を提出するときまでに福知山市が発注した建設工事に関する債務を履行していない人
- (7) 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した人
- (8) 法令に基づく社会保険に加入していない人(ただし、加入義務のない事業主は除く。)

* 経営事項審査は、**審査基準日が平成22年8月1日以降にあり、かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(再申請のものを含む)とし、2年平均又は3年平均の完成高があるものを審査対象とします。**
なお、平成22年10月15日付け国土交通省告示第1175号により経営事項審査の制度が改正されましたが、今回は改正前後のいずれの基準によるものも対象とします。

2 提出書類

(表1)

	提出書類	備考
①	福知山市指名競争入札等参加資格審査申請書	市様式
②	委任状	支店等に委任行為を行う場合のみ(様式:市様式に準じたもの)
③	使用印鑑届	実印の印鑑証明は添付不要。(様式:市様式に準じたもの)
④	代表者の身分(身元)証明書	事業者が個人の場合のみ(証明年月日が受付日の3ヶ月以内のもの)(写し可)
⑤	法人の登記事項証明書	法人の場合のみ(証明年月日が受付日の3ヶ月以内のもの) 法務局 履歴事項全部証明書等(写し可)
⑥	市税納税証明書	市内業者のみ。 福知山市税該当分で、平成24年1月4日以降発行のもの。申請者が個人の場合は本人。法人の場合は当該法人。 滞納なしの証明(写し可)
⑦	消費税等納税証明「その3」等「税務署発行」	申請者が法人の場合 税務署書式その3の3(法人税及び消費税及び地方消費税)(写し可) 電子納税証明書でも可 申請者が個人の場合 税務署書式その3の2(申告所得税及び消費税及び地方消費税)(写し可) 電子納税証明書でも可
⑧	営業所一覧表	本社又は本店のみの場合は不要(様式:市様式に準じたもの)
⑨	業者カード(建設工事)	希望する建設業種に○(記載要領参照):市様式
⑩	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	審査基準日が平成22年8月1日以降のもの(写し)
⑪	建設業許可証明書または通知書	写し
⑫	技術職員名簿	経営事項審査申請時の写し可 ただし変更がある場合は適宜作成のこと
⑬	工事経歴書	直前1年分(経審申請時の写し可)
⑭	建設業退職金共済組合加入証明書(写し)	加入者のみ(内容に変更がなければ、経審申請時の写し可)

3 提出書類について

提出書類については、以下のことに注意して提出してください。

(1) ①福知山市指名競争入札等参加資格審査申請書について

「営業年数」欄には、業の許可又は登録を受けて事業を開始した日（2業種以上のときは最も早い開始日）から申請書提出日までの期間（1年未満切捨て）を記載してください。

「総従業員数」欄には、申請書提出日における従業員数（常時雇用者、役員・事業主含む）を記載してください。

メールアドレスは本市との連絡用のものを記載してください。（電子入札用のアドレスでなくても構いません。）

(2) ⑫技術職員名簿について

支店等に委任する場合で、全員の名簿（経営事項審査提出の写し等）を添付する場合は、当該申請の事業所に所属するものをマーカー等で明確にしてください。なお、資格証明書等（写し）については、提出の必要はありません。

(3) ⑦消費税等納税証明について

発行後3ヶ月以内のものとしてください。

電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中 ○○会社」とし、書類提出の前日までに「keiyaku@city.fukuchiyama.kyoto.jp」へEメールを送信してください。あわせて、書類提出時には「納税証明データシート(その3)」（電子納税証明書を印刷したもの）を添付してください。

(4) ②委任状について

福知山市が発注する工事について、入札・契約等の権限を支店・営業所等に委任する場合に必要となります。

(5) ⑨業者カード（建設工事）について

営業所専任技術者のいない業種、2年平均又は3年平均の完成高がない業種については希望できません。

(6) 草刈及び剪定等を希望される人は、「業務(役務)」でも申請してください。

4 受付期間及び提出方法

★今回は追加受付です。次回より受付時期は11月中のみとなりますので注意してください。

市内業者	平成24年2月15日(水)から平成24年2月29日(水)	持参又は郵送
市外業者	平成24年2月15日(水)から平成24年2月29日(水)	郵送のみ

* 郵送の場合、平成24年2月29日の消印有効とします。

* 郵送の場合、受領書が必要な方は、受取人住所氏名を記入の上、返信用封筒等(切手貼付)を同封してください。

* 「市内業者」とは、本店が福知山市内にある業者、または本店から福知山市との契約等を委任されている支店等が福知山市内にある業者です。それ以外は「市外業者」となります。

(書類の綴じ方について)

・ 更新の方：提出書類の番号順にしてクリップ止めしてください。（ファイル等は必要ありません。）

・ 新規の方：提出書類の番号順にして「ファイリング用個別フォルダー（A4サイズ・紙製）」に挟んで提出してください。〔ファイリング用個別フォルダー：市販されている、二つ折りの見開きになるもの。色の指定はしません。〕

・ フォルダートの幅は、できるだけ1cm以内となるようにしてください。

- 5 有効期間：平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日まで（1 年間・・・市内業者）
平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日まで（2 年間・・・市外業者）

6 申請事項の公表について

資格者名簿に登載された者（入札参加資格者）のうち、次の事項については公表される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 商号または名称
- (2) 本社住所及び受任者住所
- (3) 代表者氏名及び受任者氏名
- (4) 業種及び等級（市内建設業のみ、市外業者は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書記載の総合評定値 P）

7 申請書の受付場所及び問い合わせ先

〒620-8501 京都府福知山市字内記13-1 福知山市財務部管財契約課契約係
代表電話 0773-22-6111(内線)3315 直通 0773-24-7043

8 申請事項の「変更届」の提出

今回の申請書提出後、次の事項に変更があったときは、速やかに変更届に変更事項を証明できる書類を添えて提出してください。なお、変更届の様式は中央公契連統一様式または、市様式としてください。

変更事項	添付書類	
	個人事業者	法人事業者
商号又は名称	添付書類なし	登記簿謄本等
営業所の所在地及び名称	営業所一覧	登記簿謄本等（登記簿に記載がない場合は営業所一覧）
電話番号及び FAX 番号	添付書類なし	添付書類なし
代表者の氏名及び役職名	氏名の場合は身分証明書（承継申請書）[注1]	登記簿謄本等（委任状を提出している場合は委任状）
受任者の氏名及び役職	委任状を提出している場合は委任状	委任状を提出している場合は委任状
使用印鑑	使用印鑑届	使用印鑑届
個人から法人事業者	登記簿謄本、使用印鑑届（承継申請書）[注1]	
登録番号又は登録部門	登録通知書又は登録証明書	登録通知書又は登録証明書
資本金		登記簿謄本等
技術者及びその資格	技術者（職員）名簿	技術者（職員）名簿

- * [注1] 資格を承継する場合は、別途「建設工事入札参加資格承継申請書」を提出してください。
- * 添付書類のうち、委任状及び使用印鑑届以外については、鮮明なものであれば写しでかまいません。

9 新規市内業者の追加提出書類について

新規に市内業者として申請するためには、上記（表1）以外に下記の書類が必要です。

（表2）

提出書類	備考
営業する事務所の位置図	付近の見取り図（縮尺2500分の1程度）
営業する事務所の写真	事務所内外及び看板（カラー・台紙に貼り付け）
主要取引金融機関名	市様式
その他	担当者の指示による

- * 提出書類（表1）の次に（表2）の書類を綴ってください。
- * 主要取引金融機関名については、本市に口座振替依頼をする口座を記入してください。

- 10 水道工事（配水管等布設工事）競争入札の指名要件について
 水道工事（配水管等布設工事）の指名については、次の条件をすべて満たす業者を対象としますの
 で、必要な場合は「配水管工技術者届出書」を提出してください。
- （1）福知山市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で「水道施設」の登録業者であること。
 - （2）「配水管工技能講習（社団法人 日本水道協会主催）」又は「J D P A継手接合研修会（日本ダクタイル鉄管協会主催）」を受講した登録技術者を直接的かつ恒常的に雇用している業者であること。

提出書類	添付書類
配水管工技術者届出書	① 受講証明書の写し ② 直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

福知山市	電話 0773-22-6111(代表) 0773-24-7043(管財契約課) ホームページ http://www.city.fukuchiyama.kyoto.jp/
------	---